

徳島県告示第七百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称 勝浦郡勝浦町 勝浦土地改良区	認可年月日 令和四年十二月六日
--	--------------------